

## うるま市内の教育保育施設における不適切保育（虐待）について

うるま市内の教育保育施設において本市に情報提供があり、事実関係等を調査したところ、不適切な保育（虐待）が行われていたことを確認いたしました。

その具体的な内容としましては、複数名の園児に対し「たたく」「足を払う」などを複数回行っており、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和5年5月こども家庭庁）」に照らし、虐待にあたると判断いたしました。

また、「腕を引っ張って移動させる」「足で小突いて起こす」「寝ている子を跨ぐ」など、子どもの人格を尊重しないかかわり等も行われており、そのような行為についても同ガイドライン（令和5年5月こども家庭庁）」に照らし、不適切な保育であると判断いたしました。

この件に関して、同施設は保護者説明会等を開催し、保護者への謝罪、再発防止策等の説明を行っており、また、真摯にその具体的な改善に取り組んでいることを確認しております。

市では当該園児や保護者、クラスの園児や職員に対し、心理士による心のケアを行うとともに、同施設及び職員に対して不適切な保育に対する認識を改めるための研修案内や助言などを行い、再発防止や保育環境をより良くするため、今後も巡回訪問等で支援を続けてまいります。

本市といたしましては、市内全ての保育施設に対し不適切な保育を発生させない取り組みや注意喚起を行うとともに、保護者の皆様が安心して保育サービスをご利用いただき、お子さまが安全に過ごすことができる環境づくりに引き続き取り組んでまいります。

令和7年7月15日 うるま市長 中村 正人

